

特記仕様書

工 事 名 : 大富団地(J棟)建替工事(外構)(R8)

施 工 地 名 : 竹富町字南風見仲地内

工 期 : 契約年月日 ~ 令和8年12月31日

第1条 (共通仕様書の適用)

- 1 本工事の施工に当たっては、沖縄県土木建築部制定の「土木工事等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

第2条 (共通仕様書に対する特記及び追加事項)

- 1 土木工事等共通仕様書に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。

特記仕様書

第3条 (一般事項)

- 1 本工事は本特記仕様書及び図面にに基づき施工するものとし本特記仕様書に記載されていない事項は、土木工事等共通仕様書、土木工事施工管理基準(土木建築部制定)及びその他の参考図書に準じて施工しなければならない。
施工は本特記仕様書、図面を優先し、土木工事等共通仕様書、土木工事施工管理基準、並びにその他の参考図書の順とする。
- 2 受注者は、工事の施工に際し、着手前及び施工中に設計図書に不明な点もしくは、疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。
- 3 本工事は、「リサイクル原則化ルール」の実施に努め、「沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体等・再資源化及び再生資源活用実施要領について」に準じて施工しなければならない。

第4条 (主任技術者及び監理技術者について)

- 1 本工事の請負金額が下記に該当する場合は、主任技術者又は監理技術者を専任で置かなければならない。

1)【単独の場合・請負工事金額4千5百万円以上】
次のイ又はロに掲げる者
イ. 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級土木施工管理とするものに合格した者。
ロ. 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)又は林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。

1)【単独の場合・請負工事金額4千5百万円未満】
次のイ又はロに掲げる者
イ. 技術検定のうち検定科目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。
ロ. 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)又は林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。

第5条 (主任技術者及び監理技術者の雇用関係について)

- 1 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者(企業)と入札執行以前に3ヶ月以上の雇用関係が成立していなければならない。
- 2 受注者は、着手届と共に、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提示しなければならない。

第6条（施工体制台帳）

- 1 受注者は、施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員に提出するものとする。
なお、様式には管理技術者、主任技術者（下請負含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の氏名、所属会社名を記載するものとする。

第7条（現場の管理）

- 1 受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

第8条（現場事務所の設置）

- 1 受注者は、工事現場内又は、現場付近に現場事務所を設置しなければならない。
事務所内には、本工事の概要、実施工程表、組織表、天気図、その他必要事項を一目で理解できるよう作成し、掲示すること。

第9条（疑義の解釈）

- 1 受注者は工事着手前に必要な調査、測量を行い設計図書を確認すると共に仕様書及び設計図書の記載事項に疑義を生じた場合は、すべて監督員と協議し、施工しなければならない。
なお、協議を怠って生じた損害は、すべて受注者の負担とする。

第10条（工事進捗状況の報告について）

受注者は、毎月の工事の進捗状況を翌月の第1週までに監督員へ報告しなければならない。

第11条（県産品の優先使用について）

- 1 本工事で使用する資材等は、県内で産出、生産又は製造された資材等で、その規格、品質、価格等が適正である場合これを優先して使用しよう努めなければならない。

第12条（ダンプトラック等による過積載等の防止について）

- 1 工事用資機材の積載超過のないようにすること。
- 2 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 3 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を害することのないようにすること。
- 4 さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 5 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 6 下請け契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- 7 第1項から第6項のことにつき、下請け契約における受注者を指導すること。

第13条（工事に使用する資材等の運搬について）

- 1 土砂、資材等の運搬にあたっては、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を充分に行うこと。

第14条（建設発生土について）

1 【搬出の抑制及び工事間の利用促進】

1) 搬出の抑制

適正な施工により、建設発生土の発生抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めなければならない。

2) 工事間利用の促進

建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならない。

2 【工事現場等における分別及び保管】

建設発生土の搬出に当たっては、建設廃棄物が混入しないように分別解体に努めなければならない。重金属等で汚染されていると判断される建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、建設廃棄物の混入を防止するための必要な措置を講じるとともに、公衆災害の防止を含め周辺的生活環境に影響をおよぼさないよう努めなければならない。

3 【運 搬】

次の事項に留意し、建設発生土を運搬しなければならない。

1) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。

2) 運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。

3) 海上運搬する場合、周辺海域の利用状況等を考慮して適切に経路を設定するとともに、運搬中は環境保全に必要な措置を講じること。

4 【受入地での埋立及び盛土】

建設発生土の工事間流用ができず、受入地において埋立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続きの他、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。重金属で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、海上運搬埋立地において埋め立てる場合には、上記の他、周辺海域への環境影響が生じないように余水吐き等の適切な汚濁防止の措置を講じなければならない。

第15条（標準操作方式建設機械（バックホウ）の使用について）

本工事の施工に当たり、建設機械（バックホウ）を使用する場合は、標準操作方式に指定された建設機械を使用するように努めること。

第16条（排出ガス対策型建設機械の原則化について）

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施設第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

一般工事用建設機械[ディーゼルエンジン出力7.5から272KW]

・バックホウ	・ホイールローダ（車輪式）	・ブルドーザ
・発動発電機	・空気圧縮機	・ローラ類
・油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）		・ラフテレーンクレーン

第17条（建設リサイクルの推進について）

1 受注者は、本工事で発生する建設廃棄物について、「建設リサイクル法」及び「廃棄物処理法」を遵守し、適正な収集運搬及び処分等を行うこと。

2 受注者は、下請業者に対して「建設リサイクル法」第12条第2項に基づき告知しなければならない。

3 受注者は、工事着手前に国土交通省により提供されているCREDAS（クレダス）入力システム【国土交通省HPホーム⇒総合政策⇒リサイクル⇒CREDASシステムの順でダウンロード】で作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。なお、CREDAS入力システムのデータは工事成果品として監督職員に提出すること。

第18条（環境対策について）

- 1 受注者は、工事の施工にあたっては、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督員の確認を得た上で施工を行うこと。

第19条（アスベスト含有建設資材の使用禁止について）

- 1 原則として、原材料にアスベストを含んだ建設資材を使用しないこと。
上記の確認にあたっては、メーカーが発行する「アスベストを原材料としていない旨の証明書」などにより行うこととする。

第20条（工事完成図書の提出）

- 1 工事完成図書は、紙及び電子媒体（CD-R）で（正）1部を提出すること。

第21条（暴力団員等による不当介入の排除対策）

- 1 請負者は当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成19年7月24日）」に基づき、次に掲げる次項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
- 2 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 3 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- 4 排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

第22条（ワンデーレスポンスの実施）

- 1 この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
・「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまで回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
- 2 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。
- 3 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
- 4 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第23条（ガイドライン等の遵守について）

- 1 設計変更等については、契約書18条から24条及び共通仕様書1-1-13から1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」（沖縄県土木建築部）及び「工事一部中止に係るガイドライン（案）」（沖縄県土木建築部）によるものとする。
- 2 「設計図書の照査」については、「設計図書の照査ガイドライン（案）」（沖縄県土木建築部）を参考とする。

第24条（本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて）

- 1 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

第25条（アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について）

- 1 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議のうえ、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。
「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。
なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。
- 2 発生する濁水（汚水）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について（通知）（平成24年3月28日付け土技第1257号）」に基づき、適正に処理すること。
- 3 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて（通知）（平成25年1月17日付け土技942号）」に基づき、適正に処理すること。

第26条（設計図書における資材等の取扱いについて）

- 1 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品または工法を指定するものではない。
- 2 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。
なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。

第27条（設計変更等に伴うコリンズ登録について）

- 1 設計変更等により「本件登録工事の受注んい対応した建設業許可業種（いわゆる主たる工種）」が変更となる場合には、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、契約変更後速やかに「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたいえ、変更登録を行うこと。

第28条（自然環境保護）

- 1 受注者は、下記の事項に留意しなければならない。
・受注者は、島外からの資材搬入の際、外来種のおオヒキガエル等が混入することがないように十分配慮すること。もし発見した場合は、自然保護管事務所に連絡を行うこと。
（西表島・鳩間島で発見した場合 西表自然保護管事務所：0980-85-5582）
（上記以外の町内離島で発見した場合 石垣自然保護管事務所：0980-82-4768）

第29条（参考数量について）

- 1 本工事は、数量公開の対象工事であり、設計金額のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下、「数量等」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に電子データにより公開し、その提供方法は設計図書等の同一の手法による。

第30条（成果品書類について）

- 1 成果品書類の提出については、下記の表に内容を基準とし、その工事内容に準じて必要な書類を追加するものとする。
なお、提出書式は沖縄県土木建築部建設工事関係標準様式一覧(土木工事)に準ずる物とする。

成 果 品 書 類 一 覧 表		
記	区別	書類内容
1	工事概要書	本工事内容の総則、最終の実施工程表、出来形管理総括表 着手前・完成写真、施工順序写真集(ダイジェスト)
2	一件書類	工事請負契約書、特記仕様書、設計数量内訳書・設計図書、 工事着手届、工事カルテ、建設廃棄物処理委託契約書、施工体制台帳 土地使用承諾書、県産建設資材使用状況報告書、完成届
3	施工計画書	工事概要、計画工程表、現場組織表、主要機械、 主要資材、施工方法、施工管理計画、安全管理、 緊急連絡体制 交通管理、環境対策、現場作業環境の整備、再生資源の利用の促進、その他
4	使用資材承諾願い	使用する資材による
5	工事打合せ簿	指示 協議 通知 承諾 報告 提出
6	品質管理	コンクリートや土質試験等
7	出来形管理	出来形図、出来形平面図 工種ごとの測定結果総括表や道路工事であれば平坦性試験結果など
8	工事写真	着手・完了、共通仮設工、海上輸送、使用資材 資材ヤード、準備工、使用基準点、撤去工 付帯工、舗装工など
9	安全管理	新規入場者教育、安全教育、KYK 使用機械、安全巡回
10	使用資材納品書	使用する資材による(総括表含む) 廃棄物マニフェスト(写し)
11	工程管理	履行報告書
12	完成図	A3観音開き1部 CD-ROM1枚
13		
14		
工 事 概 要	工 事 名：○○○○工事 工事場所：竹富町字○○地内 工 期：自：令和○○年○月○日～至：令和○○年○月○日 請負金額：¥ ○○○○○○○○(税込み) 発 注 者：竹富町役場 ○○課 受 注 者：○○○○○○会社	